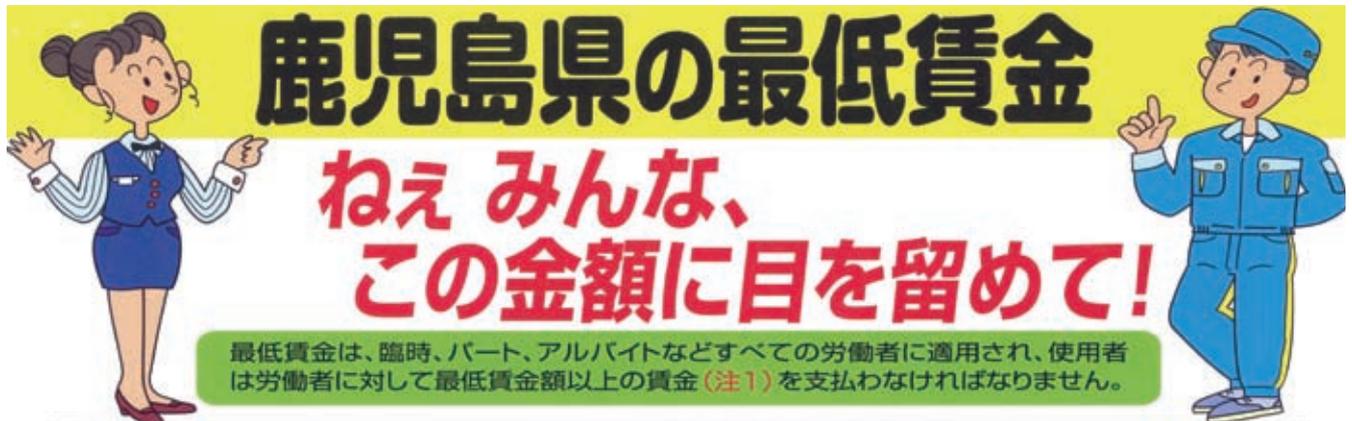


金融詐欺にご注意を！

町内で「あなたは銀行小切手を受け取る権利を獲得しました」などと書かれた書類が郵送されてきて、現金をだまし取ろうとする詐欺が発生しています。

相手先がはっきりしない書類や心当たりのない書類は信用せずに、警察などへ相談しましょう。



鹿児島県の最低賃金

ねえみんな、この金額に目を留めて！

最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対して最低賃金額以上の賃金(注1)を支払わなければなりません。

地域別最低賃金	時間額	効力発生日	適用範囲
鹿児島県最低賃金	611円	平成18年 10月1日	鹿児島県内のすべての労働者に適用されます。 ただし、下記の産業別最低賃金対象産業に該当する場合は、当該産業別最低賃金が適用されます。

産業別最低賃金	時間額	効力発生日	適用範囲
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業 (注2)	668円	平成19年 1月14日	次に掲げる方を除く(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されません)。 ○18歳未満または65歳以上の方 ○雇入れ後6ヶ月未満で、技術習得中の方 ○清掃または片付けの業務に主として従事する方 電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金については、上記のほかに ○手作業によりまたは手工具もしくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、鑄り取り、刻印または選別の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く)に主として従事する方 ○手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給または取りそろえの業務に主として従事する方
百貨店、総合スーパー (注3)	652円	平成18年 12月29日	
自動車(新車)小売業	672円	平成18年 12月31日	

注1 最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) (2) 一月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
(3) 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金 (4) 精進手当、通勤手当、家族手当

注2 電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業のうち、医療用計測器製造業には、産業別最低賃金は適用されません。ただし、心電計製造業は産業別最低賃金が適用されます。

注3 百貨店、総合スーパーには、衣食住にわたる各種の商品を小売りする事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業者が常時50人以上のものが該当します。

鹿児島労働局賃金室 (電話) 099-223-8278
鹿児島労働基準監督署 (電話) 099-214-9175
鹿屋労働基準監督署 (電話) 0994-43-3385

川内労働基準監督署 (電話) 0996-22-3225
加治木労働基準監督署 (電話) 0995-63-2035
名瀬労働基準監督署 (電話) 0997-52-0574